

議案第 107 号

上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 10 条までを次のように改める。

（事業）

第 3 条 資料館において、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財全般にわたる情報の発信に関すること。
- (2) 民俗文化財資料等の保存及び展示に関すること。
- (3) 資料館の展示等学習に必要な説明を行うこと。

（開館時間及び休館日）

第 4 条 資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

2 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、翌火曜日）
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（使用の許可）

第 5 条 別表に掲げる資料館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許

可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、展示物、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) この条例又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) その他資料館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、市の機関が使用するとき、又は教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくな

ったとき。

(2) 使用者が、使用開始前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が還付することに相当の理由があると認めるとき。

(特別設備)

第8条 使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備え付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、資料館を許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第11条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第11条 入館者又は使用者が、施設、設備、展示物、備品等を故意又は過失により滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認められた場合は、その全部又は一部を免除することができる。

別表を次のように改める。

別表 (第5条、第7条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時～正午	午後1時～ 午後4時30分	午前9時～ 午後4時30分
多目的室 (111.58㎡)	900円	1,000円	1,900円

小会議室 (14.84 m <sup>2</sup> )	200 円	200 円	400 円
---------------------------------	-------	-------	-------

※ 使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。

#### 備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を一人につき 1,050 円以上徴収する場合は、使用料に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる 2 種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。